

第4章 目標を達成するための 施策

4-1 環境保全行動指針

4-2 地域別環境配慮指針

4-3 市の取組

4-1 環境保全行動指針

(市民・市民団体・事業者)



奥州市が目指すべき環境像『未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州』を実現するため、市民・市民団体・事業者・市が一体となって取り組む必要があります。ここでは、第3章で示した分野別環境像毎の環境目標および計画指標（P32）を達成するために、市民・市民団体・事業者が、生活や事業活動など日常の暮らしの中でどのように行動していけばよいのか、その具体的な指針を例示しています。

奥州市環境保全行動指針

分野別環境像ごとの環境目標（第3章（P32））を達成するための市民、市民団体、事業者の環境保全行動の指針

環境の保全等に関する施策の展開

目指すべき環境像

未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州^{まち}

分野別環境像Ⅰ 循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----|
| 環境目標Ⅰ-1 ごみの減量化（3Rの推進） | 行動指針Ⅰ-1-1 ごみを減らす暮らし | P42 |
| | 行動指針Ⅰ-1-2 資源の循環を育む暮らし | |
| 環境目標Ⅰ-2 廃棄物の適正処理 | 行動指針Ⅰ-2-1 不法投棄を防ぐ暮らし | |
| | 行動指針Ⅰ-2-2 環境美化を育む暮らし | |

分野別環境像Ⅱ 豊かな自然と共に生きるまち

- | | | |
|------------------------|------------------------|-----|
| 環境目標Ⅱ-1 森林の保全（豊かな森づくり） | 行動指針Ⅱ-1-1 森を守る暮らし | P47 |
| | 行動指針Ⅱ-1-2 森を育む暮らし | |
| 環境目標Ⅱ-2 清流の保全（豊かな水づくり） | 行動指針Ⅱ-2-1 清流を守る暮らし | |
| | 行動指針Ⅱ-2-2 清流を育む暮らし | |
| 環境目標Ⅱ-3 自然環境の保全と活用 | 行動指針Ⅱ-3-1 貴重な自然を守る暮らし | |
| | 行動指針Ⅱ-3-2 自然との共生を育む暮らし | |
| | 行動指針Ⅱ-3-3 生態系を守る暮らし | |

分野別環境像Ⅲ いのちとくらしを守るまち

- | | | |
|----------------------|--------------------------|-----|
| 環境目標Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保 | 行動指針Ⅲ-1-1 有害物質の使用を減らす暮らし | P55 |
| | 行動指針Ⅲ-1-2 食文化を育む暮らし | |
| | 行動指針Ⅲ-1-3 良好な大気・水を守る暮らし | |
| 環境目標Ⅲ-2 環境保全型農業の推進 | 行動指針Ⅲ-2-1 安心な農畜産物を守る暮らし | |

分野別環境像Ⅳ 暮らしやすい快適環境のまち

- | | | |
|---------------|-------------------------------|-----|
| 環境目標Ⅳ-1 景観の保全 | 行動指針Ⅳ-1-1 景観を守る暮らし | P59 |
| | 行動指針Ⅳ-1-2 環境美化を育む暮らし（Ⅰ-2-2再掲） | |
| 環境目標Ⅳ-2 空き家対策 | 行動指針Ⅳ-2-1 住環境を守る暮らし | |

分野別環境像Ⅴ 地球環境保全に貢献するまち

- | | | |
|--------------------|--|-----|
| 環境目標Ⅴ-1 地球温暖化対策の推進 | 行動指針Ⅴ-1-1 CO ₂ （二酸化炭素）を減らす暮らし | P61 |
| | 行動指針Ⅴ-1-2 環境負荷を減らす暮らし | |

分野別環境像Ⅵ 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

- | | | |
|----------------------|-------------------------|-----|
| 環境目標Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進 | 行動指針Ⅵ-1-1 環境の心を育む暮らし | P63 |
| 環境目標Ⅵ-2 環境ネットワークの構築 | 行動指針Ⅵ-2-1 環境パートナーを育む暮らし | |

計画の基本的事項

奥州市の環境の現状

計画が目指すもの

環境保全行動指針

地域別環境配慮指針

市の取組

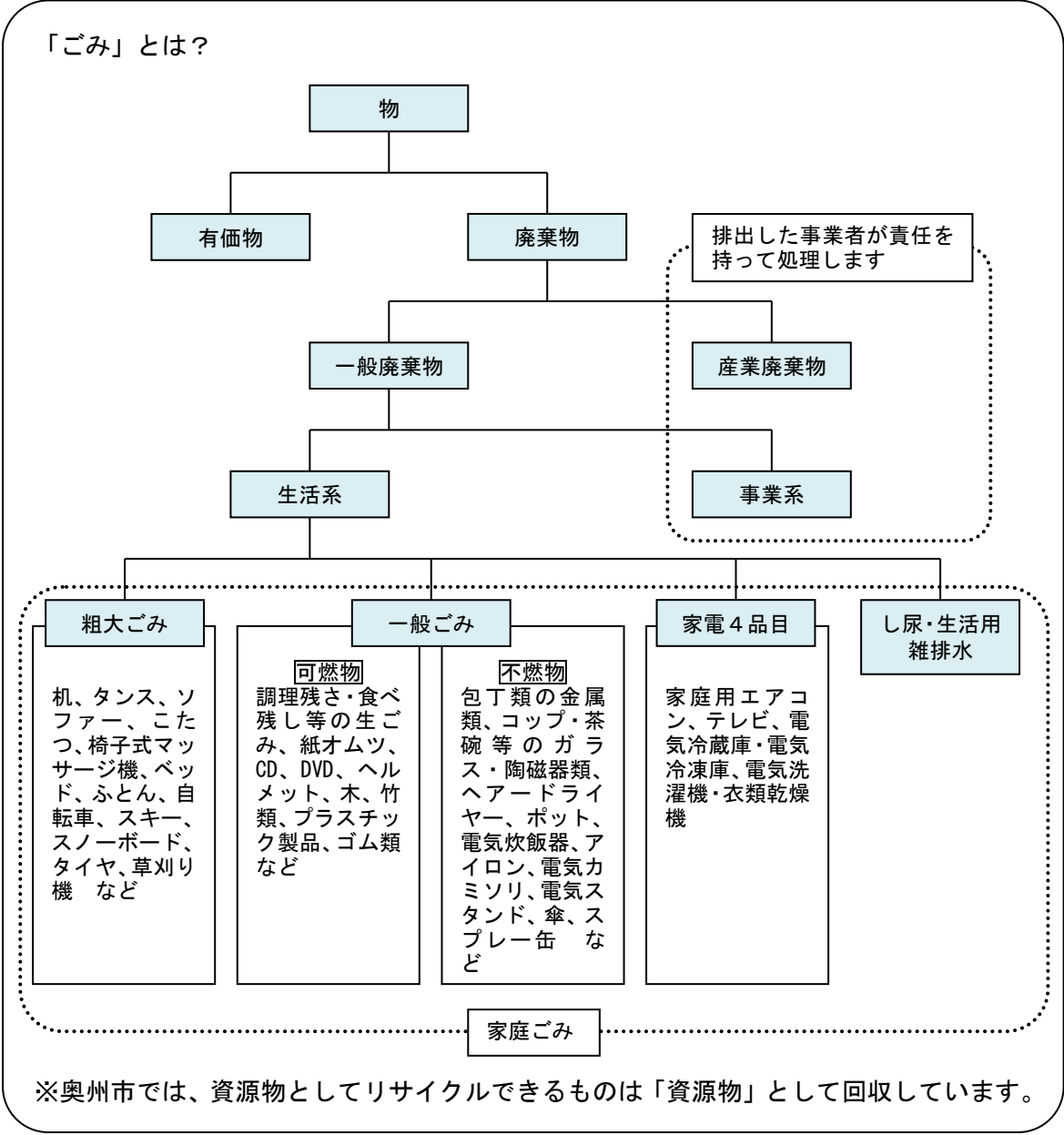
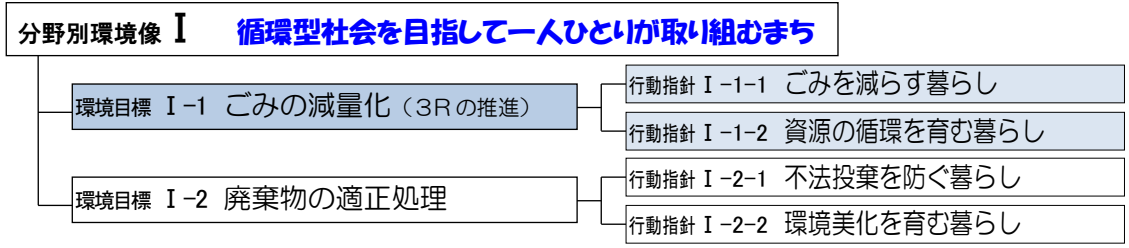
計画の推進

資料編

分野別環境像Ⅰ 循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

4-1-1 環境目標Ⅰ-1 ごみの減量化(3Rの推進)

「ごみの減量化」のために、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）の促進及び再資源化（Recycle：リサイクル）の推進や省資源への取り組みを積極的に推進していきしょう。



行動指針 I-1-1 ごみを減らす 暮らし

家庭や事業所から、ごみの発生を減らしていきましょう。特に、買い物袋（マイバッグ等）の持参、レジ袋や包装紙を断る、使い捨て製品の購入・使用を極力控えるなど、すぐにごみとなるものは買わない、もらわない、家庭に持ち込まないなど、ごみの発生を減らす取り組みを進めていきましょう。

また、不要になった物をできる限り再使用するほか、発生してしまったごみは、分別を徹底し、資源としてリサイクルが進められるよう協力しましょう。



リサイクルステーション

主体ごとの役割分担

(●：重点項目)

	主な取り組み
市 民	●環境学習会に積極的に参加します。 ●マイバッグを持参します。 ●包装は簡易なものを選びます。 ●エコ商品を購入します。 ○電化製品や家具・日用品は大切にし、修理するなど、できる限り長く使用します。 ○エコクッキング※など、調理屑や食べ残しが出ないような工夫をします。 ○廃棄時に処理困難となるものを購入・使用しないようにします。 ○ごみの分別によるリサイクルを進めます。
事業者	●マイバッグ運動に取り組みます。 ●エコ事業所に登録します。 ・使い捨て商品等の製造・販売の自粛 ・廃棄処理困難な商品等の製造・販売の自粛 ・有害化学物質を発生する商品等の販売の自粛 ・廃棄方法(分別・資源化方法など)の明記など ●生産工程等を見直し、廃棄物の減量化に努めます。 ●容器包装を簡易にします。 ○廃棄物の資源化と減量化を徹底します。 ○広告紙は必要最低限にします。 ○多量排出事業者は、減量化・資源化計画等の作成・実行と、環境報告書の作成を進めます。 ○建設事業における産業廃棄物の削減や適正処理及び再生資材の利用を推進します。 ○建築物の解体や建設に伴う廃材の分別徹底と有効利用や資源としてのリサイクルに努めます。
市民団体	●ごみ減量に向けた意識啓発をします。 ●環境学習会を支援します。 ○市民・事業者・市と協働して、全市的なごみの減量に努めます。 ○マイバッグ運動を支援していきます。
市の取組	I-1-① ごみの発生抑制 I-1-② 再使用の促進 I-1-③ リサイクルの推進

70 ページ参照

4-1-1

行動指針 I-1-2 資源の循環を育む暮らし

資源が限りあるものであることを理解し、3R運動※（Reduce：リデュース＝ごみの発生抑制、Reuse：リユース＝再び使う、Recycle：リサイクル＝再資源化）を進め、ごみとして焼却や埋立処分される量を極力減らし、資源として循環する社会づくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

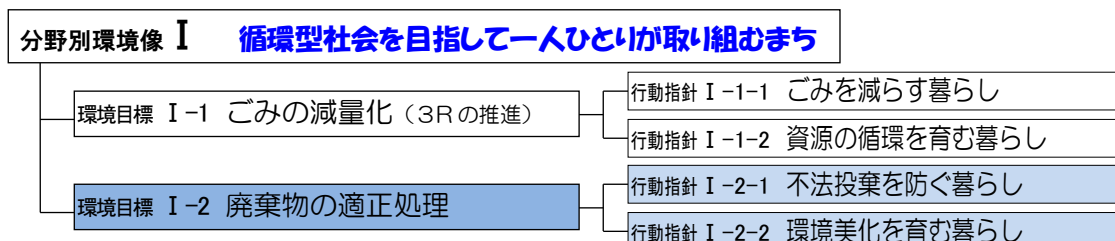
（●：重点項目）

	主な取り組み
市民	●フリーマーケット※を利用するなど、物品を再利用します。 ●生ごみの堆肥化に努めます。 ・家庭菜園等で利用するなど、ごみとして出さないように工夫していきます。 ○廃棄物の実態や資源の有限性などについて学び、3Rについて考え、行動します。 ○ごみの分別や出し方など、家族みんなが理解し、分別が徹底できるよう努めます。 ○ごみは「ごみ収集カレンダー」や「資源ごみの出し方」に沿って出します。 ○新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックなどリサイクル可能なものは資源回収に出します。 ○資源回収に積極的に協力するなど、資源の再生利用に心がけます。 ○製品や商品の購入・使用にあたっては、リサイクル製品を積極的に選択・利用するようにします。
事業者	●フリーマーケット※の場の提供などを行います。 ●常設リサイクルステーションを設置します。 ・商店等事業所での資源回収ボックスの設置等、リサイクルに協力していきます。 ●農業廃棄物のリサイクルを推進します。 ・ビニールなどの農業廃棄物は、農協等での回収に出し、リサイクルを進めます。（農業事業者） ●リサイクル可能な原料、資材等を極力利用します。 ○敷地内の植木のせん定材等を堆肥化します。（事業所） ○事業所の環境報告書や廃棄物減量化計画の作成を進めます。（事業所） ○環境にやさしい製品や商品の研究開発を進めます。（製造業等） ○再生資源を利用した部品や材料を選択し、使用します。（事業所等） ○再生資源を活用した製品や商品の製造や販売に努めていきます。（製造業等） ○事業所における資源化推進体制を整備します。（製造業等） ○間伐材や農林産廃棄物の有効活用に努めます。（農林業者） ○畜産廃棄物のバイオマス資源としての有効利用に努めます。（農林業者） ○生ごみの堆肥化や飼料化など、事業系生ごみや植物性廃棄物の資源化に向けた取り組みを進めます。（食料品販売・飲食・旅館等事業所）
市民団体	●地区での資源回収に協力します。 ●フリーマーケット※開催に協力します。 ○OEM ボカシづくりなど、生ごみの堆肥化支援と活用のためのしくみづくりに協力します。 ○公園・緑地や里山※など緑の維持管理で発生する下草・落ち葉などの堆肥化や活用の場づくりを進めます。
市の取組	I-1-① ごみの発生抑制 I-1-② 再使用の促進 I-1-③ リサイクルの推進

70 ページ参照

4-1-2 環境目標 I-2 廃棄物の適正処理

不法投棄のない清潔なまちを作っていくためには、「廃棄物の適正処理」を推進することが大切になります。環境美化に努めごみのポイ捨て（不法投棄）がされにくい環境づくりを目指しましょう。



行動指針 I-2-1 不法投棄を防ぐ 暮らし

不法投棄地点などの現状把握、不法投棄防止の意識を持ち、監視パトロールへの参加など、不法投棄防止対策に協力しましょう。

また、道路沿いの山林や水辺、荒廃地などのクリーン作戦や環境美化活動に積極的に参加し、不法投棄やポイ捨てをされにくい環境づくりを進めましょう。



不法投棄回収

主体ごとの役割分担

（●：重点項目）

	主な取り組み
市民	●歩きタバコや自転車、車からのポイ捨てを監視します。 ●野外活動等でのごみは持ち帰ります。 ○不法投棄をしません。 ・不要になった家電製品などは、家電リサイクル法に従ってリサイクルします。 ・粗大ごみは、市や地域で進められている粗大ごみ回収に出したり、胆江地区衛生センターに直接搬入するなど、適正に処理します。 ○不法投棄の情報提供や巡回・監視活動に協力します。
事業者	●農業に伴う稲わら、草等の焼却は周辺環境に注意して行います。 ●家畜排泄物を適正に処理します。 ●事業活動に伴う廃棄物の管理を徹底し、適正に処理します。 ○不法投棄をしません。 ・製品の製造や生産に伴い発生する廃棄物の適正処理及び発生抑制を推進します。 ・建設廃材や残土は、建設リサイクル法などを遵守し、適正にリサイクルや処分をします。 ・事業所で不要になった事務機器や家電製品、廃棄物は、リサイクル法や廃棄物処理のマニフェスト※に沿った適正廃棄までの監視・管理を行うなど、適正に処分します。 ○不法投棄の情報提供や不法投棄地での原状回復等に積極的に協力します。 ○デポジット制度※の導入検討など、容器等の回収とリサイクルを進めます。 ○事業所の環境報告書の作成を進めます。

4-1-2

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●ポイ捨て防止の啓発をします。 ●不法投棄防止パトロールに参加します。 ○粗大ごみの回収や不用品の再利用促進に協力します。 ○不法投棄の情報提供に協力します。 ○不法投棄地での現状回復等に協力します。
市の取組	- I-2-① ごみ収集の適正化・効率化 - I-2-② 廃棄物の適正処理 - I-2-③ 不法投棄の防止 - I-2-④ 環境美化の推進

70 ページ参照

行動指針 I-2-2 環境美化を育む暮らし

道路沿いの山林や水辺、荒廃地などの一斉クリーン活動に参加・協力するほか、住まい周辺の清掃活動や花いっぱい運動など、きれいで美しいまちをつくり、ポイ捨てなど不法投棄されにくい環境づくりを進めていきましょう。また、歩きたばこの自粛や野外飲食等から生ずるごみの持ち帰りなどのルールを守り、環境マナーが育まれる暮らしづくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

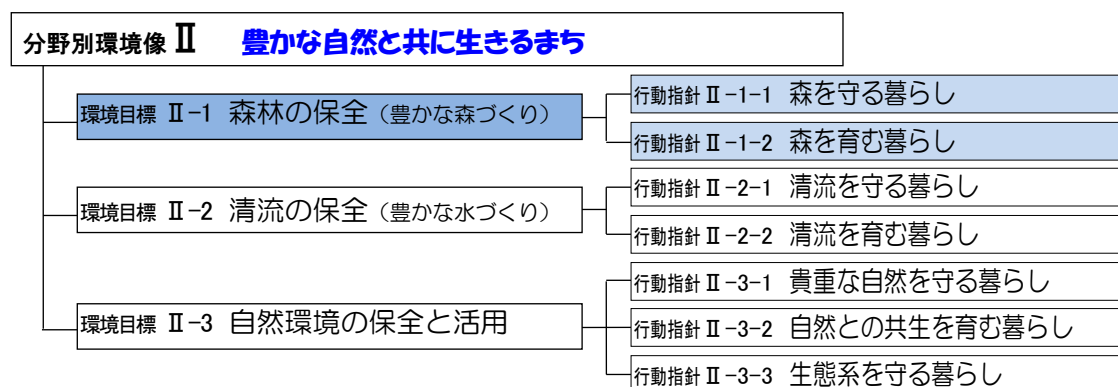
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●環境美化活動に参加します。 ●家庭ごみは焼却せず収集日に出します。 ●身近にある川や水路等の美化に努めます。 ○花いっぱい運動や住まい周辺の緑化、オープンガーデンなど、きれいで快適なまちづくりに協力します。 ○家族みんなで地域のまちづくりや環境問題、環境マナーについて話し合います。 ○学校での環境教育・環境学習に協力します。 ○一人ひとりが環境について考え、行動します。 ・身近な場所で気がついたごみを拾い、かたづけます。
事業者	●環境美化活動に参加します。 ○事業所周辺や道路等の清掃の実施、事業所周辺の緑化や花づくりの実施と管理を進めます。 ○地域での一斉クリーン活動への参加と協力・支援を進めます。
市民団体	●環境美化活動に参加します。 ○きれいで快適なまちづくり意識の高揚に向けた環境教育・環境学習に協力します。 ○住まい周辺の緑化や花づくりの支援活動を進めます。
市の取組	- I-2-① ごみ収集の適正化・効率化 - I-2-② 廃棄物の適正処理 - I-2-③ 不法投棄の防止 - I-2-④ 環境美化の推進

70 ページ参照

4-1-3 環境目標Ⅱ-1 森林の保全(豊かな森づくり)

森林の保全や整備を進め、森林の多様な機能が発揮される豊かな森づくりをするため、森林との触れ合いを大切にしながら協力していきましょう。



行動指針Ⅱ-1-1 森を守る 暮らし

開発や手入れが行き届かず荒廃しつつある森林環境を再生し、良好な里山※(雑木山)の環境を守っていくとともに、森林の間伐や枝打ちなどを行い、水源かん養や自然災害防止、生態系保全、景観保全、CO₂吸収など、森林が有する多面的な機能を向上し、自然とのふれあい豊かな森づくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●森林保全(植樹、枝打ち等)活動に参加します。 ・自然豊かな森林の保全、植樹等による森林環境の再生など ・良好な雑木林の育成、間伐や下草刈り、ふれあい活動への参加など ●山を汚さないようにします。 ・自然豊かな森林を守るため、ごみは持ち帰るなど山を汚しません。 ●山菜採りなど、森林空間や自然環境を利用する際は、ルールを守ります。 ・山火事を起こさないように、タバコのポイ捨て、野焼きなどをしません。 ・高山植物など貴重な動植物は採取しません。また生息・生育地には立ち入りません。 ○地域の森林が果たしている役割について学び、知り、森林の保全について考えていきます。 ○森林の保全により土砂災害等を防止し、自然災害に強いまちづくりに協力します。
事業者	●除間伐等による山の適正な管理を進めます。 ●森林保全(植樹、枝打ち等)活動への支援・指導をします。 ・自然豊かな森林の保全、植樹等による森林環境の再生など ・良好な雑木林の育成、間伐や下草刈り、ふれあい活動への支援・指導など ●開発行為等による工事完了後に地域の植生により原状に復元します。 ○事業活動による森林や森林の生育環境への影響防止に努めます。 ○市民等の森林学習、森林保全や里山保全など森林ボランティア活動を指導・支援します。 ○森林の現状等について調査を行い、適切な森林情報の整備・発信を進め、市民等の理解の向上に努めます。 ○森林の保全により土砂災害等を防止し、自然災害に強いまちづくりに協力します。

4-1-3

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●森林保全（植樹、枝打ち等）活動に参加・協力します。 ・自然豊かな森林の保全、植樹等による森林環境の再生など ・良好な雑木林の育成、間伐や下草刈り、ふれあい活動への参加、協力など ○森林の保全により土砂災害等を防止し、自然災害に強いまちづくりに協力します。
市の取組	II-1-① 森林の保全 II-1-② 森林の機能の保全と活用 72 ページ参照

行動指針 II-1-2 森を育む暮らし

地域で産出される木材や間伐材などの森林資源を有効に活用し、豊かな森林や里山※を回復していきましょう。

また、森林ボランティアに参加し、植林などのほか、荒廃した森林の間伐や枝打ち、下草刈りにより、森林の諸機能を高め、身近に自然とふれあえる豊かな森づくり（里山づくり）を進めていきましょう。



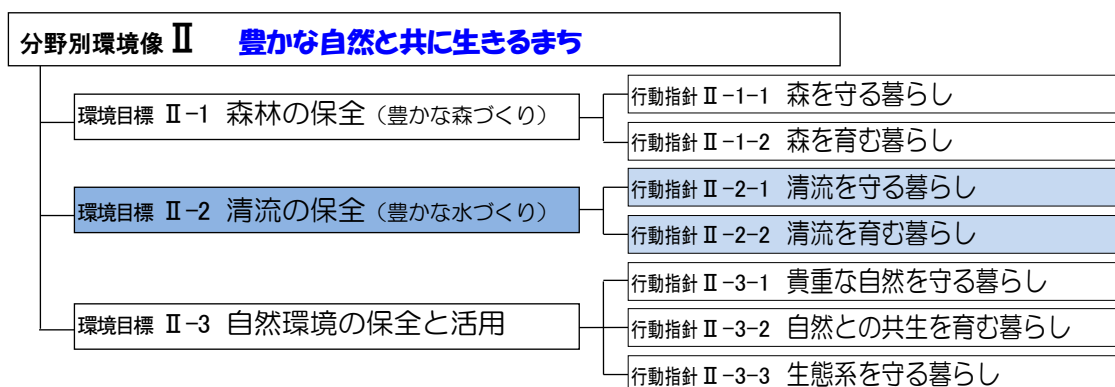
主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●森林の植樹及び除間伐等に参加します。 ○手入れがされていない森林等の育林や里山※の維持管理など森林ボランティア活動に参加します。 ○地域の森林が果たしている役割について学び、知り、森林の保全について考えます。 ○森林機能（水源涵養、県土保全、生物生息、CO₂吸収、保健休養等）の再生に協力します。
事業者	●除間伐材の有効活用を進めます。 ●森林の植樹及び除間伐等に協力します。 ○地元産材（間伐材を含む）の積極的な活用に進めるとともに、森林の育成や維持管理を進めます。 ・地域の木材等森林資源の有効活用のしくみづくりを進めます。 ・事業所の建設や改築等に際して、地元産材の活用を進めます。 ・地元産材や間伐材をはじめ、木質バイオマス※資源の有効活用を進めます。 ○市民等の森林学習や森林保全、里山保全など森林ボランティア活動を指導・支援します。 ○間伐や枝打ち、植樹、土壌流出防止対策など、森林や山の適正な管理を進めます。
市民団体	●森林の植樹及び管理に協力します。 ○手入れがされていない森林の間伐や枝打ち、下草刈り、植樹など、森林環境ボランティア活動に参加協力します。 ○地域の木材等森林資源の有効活用のしくみづくりを検討していきます。
市の取組	II-1-① 森林の保全 II-1-② 森林の機能の保全と活用 72 ページ参照

4-1-4 環境目標Ⅱ-2 清流の保全(豊かな水づくり)

市内に源を発する清流や水源かん養機能等の健全な水循環の保全と確保をするため、水について考え行動しましょう。



行動指針Ⅱ-2-1 清流を守る 暮らし

河川源流域の自然環境の保全と再生、地域の自然豊かな水辺環境や健全な水循環の保全に協力していくとともに、自然豊かな水辺を守り、水を汚さない水を大切に作る取り組みを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●水生生物等による水質調査に参加し、地域の水や自然環境を考えます。 ○水が果たしている役割について学び、地域の水環境や水資源について考えます。 ○清流を守り育む暮らしづくりを進めます。 ・節水や使用水の再利用、雨水の有効活用など、水を大切に利用する暮らしを進めます。 ・生活排水の適正な処理など、水を汚さない暮らしを進めます。 ○地域の清流を守り育む活動に参加します。 ・源流域などの森林の保全と育成を進める森林ボランティア活動に参加します。 ・住まい周辺の水路の清掃や水辺のクリーン活動に参加し、清流を守っていきます。
事業者	●水生生物等による水質調査を支援します。 ○地域で行われる水辺のクリーン活動などに協力します。 ○事業所周辺の水路の清掃、事業所に隣接する水辺の自然環境の保全や育成を進めます。 ○節水対策、雨水や使用水の有効活用など水資源の循環利用に努め、水資源の保全を進めます。 ○河川源流域での開発は控えます。 ○樹木の伐採に際し水源涵養機能への影響に配慮します。 ○湧水・湿地・池沼、溪流や溪谷、河川等多様な水辺の自然環境の保全と活用に努めていきます。 ○事業活動による水利用や排水に伴う水環境への負荷を減らします。

4-1-4

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●水生生物等による水質調査に参加・協力します。 ●自主的な清流保全活動を推進します。 ○地域の清流を守り育む活動に参加します。 ・源流域などの森林の保全と育成を進める森林ボランティア活動に参加・協力します。 ○水辺のクリーン活動に参加・協力していきます。 ○湧水・湿地・池沼、溪流や溪谷、河川等多様な水辺の自然環境の保全と活用に努めていきます。
市の取組	Ⅱ-2-① 豊かな水環境の保全 Ⅱ-2-② 健全な水循環の保全と活用・実態把握

72 ページ参照

行動指針Ⅱ-2-2 清流を育む 暮らし

水源涵養域や水辺の自然環境、健全な水循環を保全、再生、育成し、豊かな清流を育ていきましょう。

特に、水質汚濁や汚染の防止、水辺のクリーンアップ、水路や河川護岸等の多自然型工法の活用による水生生物等の生息環境の確保など、身近に水辺の自然とふれあえ、水を大切にし、生命を育む清らかな水を身近に感じるまちづくりを進めていきましょう。



水生生物調査

主体ごとの役割分担

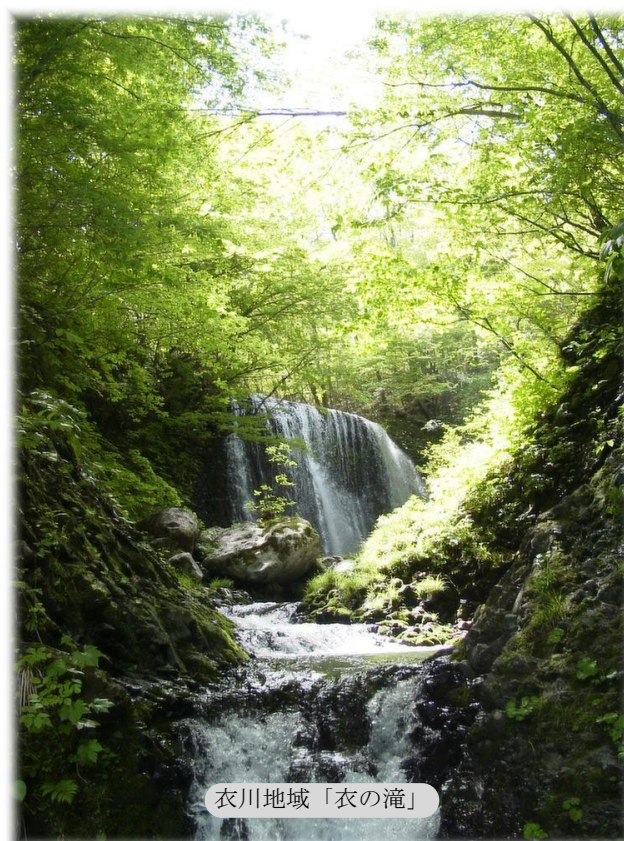
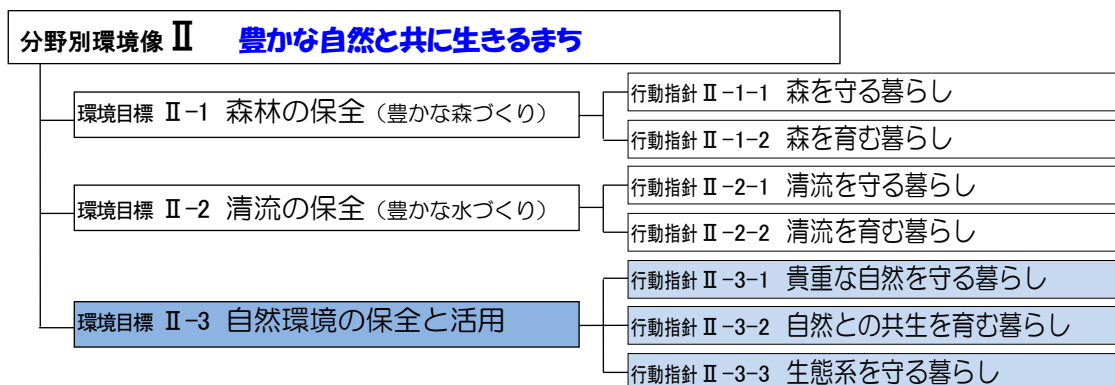
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●水辺等の清掃活動や環境美化活動に参加します。 ○水辺に親しみ、川の重要性について理解を深めていきます。 ○水辺の維持管理活動などに参加します。
事業者	●河川・水路の整備に際し、多自然型護岸整備などを検討します。 ○地域で行われる水辺の維持管理活動などに参加・協力します。 ○水辺等の清掃活動や環境美化活動に参加・協力します。 ○身近に自然とふれあえる水辺の整備、親水空間の整備を進めます。 ○地域の良好な水循環機能の保全と向上に努めます。 ・農地や透水性舗装等による市街地での雨水保水や地下浸透(地下水涵養)など水源涵養、地表水の流出調整、蒸発散等自然機能の保持、向上 ・地下水、湧水(地)、湿地や池沼等の保全による自然浄化機能の向上
市民団体	●水辺等の清掃活動や環境美化活動に参加・協力します。 ○水辺の維持管理活動などに参加・協力します。
市の取組	Ⅱ-2-① 豊かな水環境の保全 Ⅱ-2-② 健全な水循環の保全と活用・実態把握

72 ページ参照

4-1-5 環境目標Ⅱ-3 自然環境の保全と活用

生物多様性を確保するため、野生動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。また、本来の生態系を維持するため、保全と合わせ外来動植物の取り扱いに留意し将来世代に継承しましょう。



衣川地域「衣の滝」

4-1-5

行動指針Ⅱ-3-1 貴重な自然を守る暮らし

希少な野生動植物種や多様な生物の生息・生育環境をはじめ、すぐれた自然景観や自然環境地域を守り、貴重な自然と豊かなふれあいのある地域づくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●：重点項目)

	主な取り組み
市民	●自然森林や自然林に近い雑木林（里山）等の保全を図り、多様な生物の生息・生育環境や自然景観の保全に努めていきます。 ●身近な自然に関心を持ちましょう。 ○身近な生物の生息・生育状況調査に参加し、地域の自然環境についての理解を深めます。 ○野生動植物の生息・生育地の保全活動に参加・協力します。 ○高山や湿原、原生林などの希少種※・貴重種※・脆弱な動植物の生息・生育地にむやみに立ち入らず、採取・捕獲などをしません。 ○山菜採りや溪流釣り、ハイキングやキャンプ等に際してのルールを守ります。 ○住宅建設や改築に際しては、地域の良好な野生動植物生息環境を損なわないよう配慮します。 ○ペットをはじめ、外来種を野山や水辺に逃がしたり放したりしません。
事業者	○地域での自然環境調査や野生生物の生息・生育地の保全活動に協力・支援します。 ○高山や湿原、原生林などの希少種※・貴重種※・脆弱な動植物の生息・生育地にむやみに立ち入らず、採取・捕獲などをしません。 ○自然性の高い森林や自然林に近い雑木林（里山）等の保全を図り、多様な生物の生息・生育環境や自然景観の保全に努めていきます。 ○すぐれた自然景観や自然環境を有する地域での開発は控え、適切な保全に努めていきます。 ○絶滅危惧種や希少な野生動植物が生息・生育する樹林地や水辺等での開発は避けます。 ○事業活動に伴う希少種※等の生息・生育環境や優れた自然景観等への影響を防いでいきます。 ・道路等の開発事業に際しては、野生動植物の生息・生育環境を分断しないよう配慮します。 ・事業所建設の際には、野生生物の生息・生育環境や自然景観を悪化させないように配慮します。 ・農薬や化学物質の使用等による水路等への排出を防ぎ、生態系への影響をなくしていきます。 ○特定外来生物等の放流・放逐等はしません。 ○地域の生態系や生息環境の保全・管理等に留意した有害鳥獣対策に努めます。
市民団体	●野生生物の生息・生育状況調査や野生動植物の生息・生育地の保全活動に参加・協力します。 ○すぐれた自然景観や自然環境地域の保全活動に協力します。 ○特定植物群落、貴重種※・希少種※、天然記念物の保護保全と生息・生育環境の保全を進めていきます。 ○外来種による地域固有種や生態系への影響を減らします。影響が懸念される地域での外来生物等の駆除対策に協力します。
市の取組	Ⅱ-3-① 自然景観・資源の保全と活用 Ⅱ-3-② 里地里山の保全と活用

72 ページ参照

行動指針Ⅱ-3-2 自然との共生を育む 暮らし

自然と共生してきた地域の文化や歴史環境の保全と継承に努めましょう。そして、地域の自然環境や水循環、生態系等に配慮した里山*や水辺の整備や再生に協力し、恵み豊かな森林や農地を育み、農林資源の有効活用など、自然と共生し、身近に豊かな自然とふれあえるまちづくりを進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●優れた自然景観に関する調査・保全活動に協力します。 ○地域の自然との共生の歴史や文化を学び、暮らしの知恵など文化を継承します。 - 文化財や民俗資料の調査研究に協力します。 - 地域の歴史的・文化的環境や郷土芸能の保全への理解と保全活動に参加します。 ○地域の森林資源等を積極的に活用します。 - 住まいの新築や改築等に際しては、地元産材の活用に努めます。 - ペレットストーブ*など、地域の間伐材や木質バイオマス*燃料の利用に配慮していきます。 ○遊休農地を活用した花畑づくりなど、まちづくりに協力します。 ○家屋等の外観や植樹は地域景観との調和に配慮します。 ○エコミュージアム*やグリーン・ツーリズム*などに協力し、人々との交流を深めていきます。
事業者	●優れた自然景観に関する調査・マップの活用・PRを行います。 ○地域の歴史的・文化的環境や郷土芸能の保全と継承に協力します。 ○樹林や街路樹、河川水路等の気候緩和機能の活用と育成、風の道や水の道の活用に努めます。 ○緑と花のまちづくり基金に協力します。 ○事業活動に際し、自然との共生に配慮します。 - 事業所建設や操業に際し、地域の自然や生活環境への影響防止に努めます。 - 地産地消*に配慮した事業活動に努めます。 - 建造物等は地域景観との調和に配慮します。 - 美観を損なう看板などの設置は控えます。 ○エコミュージアム*やグリーン・ツーリズム*などに協力し、人々との交流を深めていきます。
市民団体	●優れた自然景観に関する調査・マップの作成・PRを行います。 ○地域の自然との共生の歴史や文化、暮らしの知恵などを調べ、情報を発信します。 ○地域の森林資源などの地産地消*のしくみづくりに協力していきます。 ○エコミュージアム*やグリーン・ツーリズム*などに協力し、人々の交流を深めていきます。
市の取組	Ⅱ-3-① 自然景観・資源の保全と活用 Ⅱ-3-② 里地里山の保全と活用

72 ページ参照

4-1-5

行動指針Ⅱ-3-3 生態系を守る暮らし

在来野生動植物の生息域を保全し、生態系を守るため、外来生物などによる地域固有の生物種や生態系への影響を防ぐ取り組みや、地域の生態系や生息環境の保全等に留意した有害鳥獣、害虫対策や被害防止に努めていきましょう。

主体ごとの役割分担

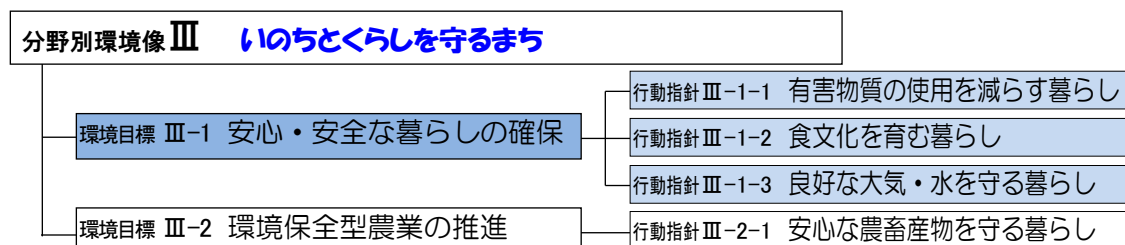
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●動物を飼養する時は最後まで責任を持ちます。 ●植物の栽培等は後片付けまで責任を持ちます。 ●野生動物の餌となる物は適切に処理します。 ○有害鳥獣、害虫の駆除に協力します。
事業者	●特定外来生物等の放流・放逐等はしません。 ○地域の生態系や生息環境の保全・管理等に留意した有害鳥獣、害虫対策に努めます。 ○絶滅危惧種や希少な野生動植物が生息・生育する樹林地や水辺等での開発は避けます。 ○事業活動に伴う希少種*等の生息・生育環境や優れた自然景観等への影響を防いでいきます。 ・道路等の開発事業に際しては、野生動植物の生息・生育環境を分断しないよう配慮します。 ・事業所建設の際には、野生生物の生息・生育環境や自然景観を悪化させないように配慮します。 ・農業や化学物質の使用等による水路等への排出を防ぎ、生態系への影響をなくしていきます。
市民団体	○外来種による地域固有種や生態系への影響を減らします。 ○影響が懸念される地域での外来生物等の駆除対策に協力します。 ○野生生物の生息・生育状況調査や野生動植物の生息・生育地の保全活動に参加・協力します。 ○天然記念物の保護保全と生息・生育環境の保全を進めていきます。
市の取組	Ⅱ-3-③ 多様な生物の生息・生育環境の保全

72 ページ参照

4-1-6 環境目標Ⅲ-1 安心・安全な暮らしの確保

安心・安全な暮らしの実現を目指し、土壌汚染の防止や有害化学物質対策、食の安全の確保等に努めましょう。



行動指針Ⅲ-1-1 有害物質の使用を減らす 暮らし

良好な水・大気・土壌の環境と、そこに生きる多様な生物の生態系を守ることによって、私たちの体と同時に地球環境もまた、本来の姿を取り戻すことができるということを実践的・体験的に学んでいきましょう。

日常使っている合成洗剤やタバコが環境に与える影響について学び、生活習慣や消費のあり方などを少しずつ見直していきましょう。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能問題について、放射能に関する正しい知識を身につけ、日常生活や事業活動に活かしましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●家庭においてタバコの害に関する注意を促します。 ●タバコの害に関する学習会や意見交換会に参加します。 ●公共の場や車内・家庭内での喫煙を自粛します。 ○殺虫剤や除草剤の使用は極力控えます。 ○住宅の建設・改築等に際し、有害物質を含む建材や家具等は使用しません。 ○放射能に関する正しい知識を身に付け、日常生活に活かします。
事業者	●学校におけるタバコの害に関する教育に協力します。 ●店舗や事業所などにおける禁煙・分煙を進めます。 ●化学物質汚染について理解を深めるため、関連情報の提供等を行います。 ○化学物質の管理の改善を進め、環境の保全上の支障を未然に防止します。(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR*法)に基づいた化学物質の管理等) ○事業所の環境報告書の作成を進めます。 ○使い残した農薬や化学肥料、化学薬品は適切に処理します。 ○住宅・建築物の建材、塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質が、居住者や環境へ影響を及ぼさないよう使用材料を吟味します。 ○土地の埋め立てに際しては、有害物質が含まれないようにします。 ○放射能に関する正しい知識を身に付け、事業活動に活かします。

4-1-6

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●学校におけるタバコの害に関する教育に協力します。 ●タバコの害に関する学習会や意見交換会等に参画します。 ●啓発や活動などの行動主体となります。 ●組織づくりと、市民と市の橋渡しに努めます。 ○有害化学物質に関する情報を共有します。 ○市が行う放射能に関する情報提供に協力します。
市の取組	Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保 Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全 Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全

74 ページ参照

行動指針Ⅲ-1-2 食文化を育む 暮らし

農業体験や生きものの観察を通して、本来の土から育てた本当の「食べもの」の大切さと、「小さな地球」としての生態系や人体についての理解を深め、食料・農業・生活・自然が一体となった安心・安全な食料の供給と消費がなされるしくみづくりを進め、地域の食文化を守り新たな食文化を育み継承していきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●食農*学習に参加します。 ○地産地消*によるフードマイレージ行動を心がけます。 ○家庭に伝わる食文化や暮らしの知恵を継承します。
事業者	●食農*学習に協力します。 ○学校での農作物生産体験学習などに協力します。
市民団体	●食農*学習の企画と参加を進めます。
市の取組	Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保 Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全 Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全

74 ページ参照



トンボの羽化

行動指針Ⅲ-1-3 良好な大気・水を守る暮らし

地域の良好な大気環境や水環境を保全し、きれいな星空やさわやかな空気の確保、清流や川で手が洗える水辺を守り育て、継承していきましょう。

主体ごとの役割分担

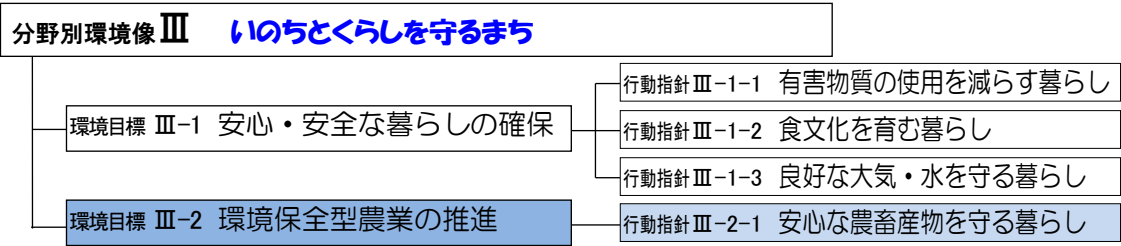
(●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●合成洗剤を使わないなど、水を汚さない暮らしを実践します。 ●下水道等に接続し、清流を守ります。 ○良好な大気環境の保全に努め、さわやかな空気やきれいな星空を守っていきます。 ・空気を汚さない暮らしづくりを進めます。 ・森や樹木など緑が有する環境保全機能について学び、緑豊かな暮らしづくりを進めます。 ・住まい周辺の緑化や道路沿いの緑化活動と樹木の育成管理に協力します。 ○騒音や振動を防ぎ、さわやかな大気を守っていきます。 ・自動車騒音・振動の防止、自動車排気ガス*による悪臭の防止に向け、エコドライブ*の実践や自動車の適正な整備点検に努めます。 ・エアコンや掃除機など電化製品の購入に際しては、低騒音型のもを選択します。 ○良好な水環境の保全、清流などおいしい水や安心して手が洗える水辺環境の形成に努めます。 ○環境モニターや水質汚濁の指標となる野生生物の生育・生息調査などに参加します。
事業者	●事業所排水の環境基準を遵守するほか、排水の自主測定の実施及び結果を公表していきます。 ●下水道等に接続し、清流を守ります。 ○良好な大気環境の保全に努め、さわやかな空気やきれいな星空を確保していきます。 ・大気汚染防止対策を進めます。 ・過剰な照明や電飾看板等を自粛します。 ・事業所内や周辺の緑化を積極的に進めます。 ・道路緑化等に協力します。 ○騒音・振動防止や悪臭防止対策を進め、さわやかな大気を守っていきます。 ・騒音・振動の発生防止対策を進めます。 ・工場・事業所における臭気を適正に管理し、悪臭の防止に努めます。 ・建設作業では低騒音・低振動型の機械や工法を採用します。 ・エコドライブ*の実践や自動車の適正な整備点検など、自動車排気ガス*対策等を進めます。 ・生活道路、路地への貨物車両の乗入れと通過を自粛します。 ○良好な水環境の保全、清流などおいしい水や安心して手が洗える水辺環境の形成に努めます。 ・水質汚濁防止対策を進めます。 ・雨水利用・中水利用*施設を整備し、水資源の有効利用に努めます。 ・農薬や肥料、汚染物質等使用の減量化、流出防止対策を進め、湧水や地下水、水路等の汚染や汚濁防止に努めます。 ○大気や水質等の調査や監視活動等に協力します。 ・工場・事業所における排水調査や市民が行う大気調査や水質調査に協力します。 ○事業所の環境報告書の作成を進めます。
市民団体	●合成洗剤を使わないなど、水を汚さない暮らしを実践を進めます。 ○星空ウォッチングや星空の保全活動に参加・協力します。 ○市街地や道路沿線の緑化活動に参加・協力します。 ○市と協力して、騒音・振動や悪臭発生の監視や防止運動を進めます。 ○水質汚濁や大気汚染の指標となる野生生物の生育・生息調査に参加・協力します。
市の取組	Ⅲ-1-① 化学物質からの安全確保 Ⅲ-1-② 良好な水環境の保全 Ⅲ-1-③ 快適な生活環境の保全

74 ページ参照

4-1-7 環境目標Ⅲ-2 環境保全型農業の推進

人が生活していくうえで、「食」は重要な位置を占めます。食の安心を継続していくため、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進しましょう。



行動指針Ⅲ-2-1 安心安全な農畜産物を守る 暮らし

農業の持つ物質的循環機能を生かし、生産性等の調和などに配慮しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を実施します。

農地の荒廃を防ぎ、安心で安全な農産物の生産に努めましょう。

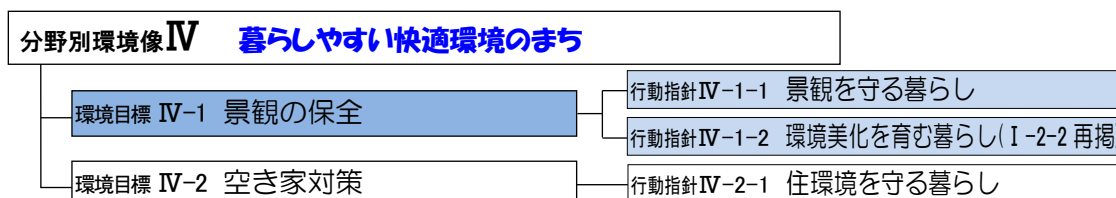
主体ごとの役割分担 (●: 重点項目)

	主な取り組み
市 民	●農業用水の水質保全に協力します。 ●地域で生産される減農薬・減化学肥料栽培の農産物を購入・活用するよう努めます。 ●地域で生産される有機農産物を購入・活用するよう努めます。 ○家庭菜園や市民農園で生ごみや庭木の落葉・せん定枝などから堆肥を作り、農薬や化学肥料を使用しない野菜づくりを進めます。
事業者	●化学肥料・農薬の適正使用に努めます。(農業事業者) ●有機農業*や有機農産物などの情報を発信し、有機農業実践者の掘り起こしやネットワークづくりを進めます。(農業事業者) ○安全な堆肥づくりと土づくりを進めていきます。(農業事業者) ○地域の気候や自然環境を踏まえた伝統野菜や特産品の生産など、地域の食文化の保全と継承に努めます。(農業事業者) ○地域で生産される減農薬や減化学肥料、有機栽培農作物の販売に協力します。 ○食料品や加工食品の製造・販売に際し、適正なラベリング表示など、消費者への情報提供に努めます。(製造業者)(小売事業者) ○農場から食卓までのリスク*管理の徹底を通じた食品の安全性の確保に努めます。(製造業者) ○食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供に努めます。(製造業者)
市民団体	○有機農業者の組織づくりや地産地消*のしくみづくりに協力します。
市の取組	Ⅲ-2-① 環境にやさしい土づくり(食の安全確保)

74 ページ参照

4-1-8 環境目標Ⅳ-1 景観の保全

環境と調和した建造物の保護と現在に調和した景観形成を目指しましょう。



行動指針Ⅳ-1-1 景観を守る 暮らし

身近な緑や水辺、良好な景観などは私たちの生活にうるおいとやすらぎを与え、心うるおう生活を送るためには必要な要素です。

環境美化意識の向上に努めるとともに、代々引き継がれてきた文化遺産、景観の保全に努めましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●住宅建設や改築に際しては、自然景観を損なわないよう配慮します。 ●環境美化活動に参加します。 ○文化遺産の保全活動に協力します。 ○身近にある川や水路等の美化に努めます。 ○花いっぱい運動や住まい周辺の緑化、オープンガーデンなど、きれいで快適なまちづくりに協力します。 ○一人ひとりが環境について考え行動します。
事業者	●環境美化活動に参加します。 ○景観を損なう建築物の建設は行わないよう努めます。 ○事業所周辺や道路等の清掃の実施、事業所周辺の緑化や花づくりの実施と管理を進めます。 ○地域での一斉クリーン活動への参加と協力・支援を進めます。
市民団体	●環境美化活動に協力します。 ○きれいで快適なまちづくり意識の高揚に向けた環境教育・環境学習に協力します。 ○住まい周辺の緑化や花づくりの支援活動を進めます。
市の取組	Ⅳ-1-① 良好な景観の保全と形成 76 ページ参照

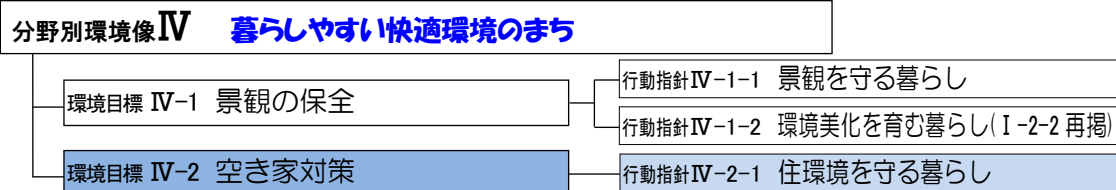
行動指針Ⅳ-1-2 環境美化を育む 暮らし(行動指針Ⅰ-2-2再掲)

道路沿いの山林や水辺、荒廃地などの一斉クリーン活動に参加・協力するほか、住まい周辺の清掃活動や花いっぱい運動など、きれいで美しいまちづくりを進めていきましょう。

【詳細は、行動指針Ⅰ-2-2(46ページ)参照】

4-1-9 環境目標Ⅳ-2 空き家対策

周辺に影響を与える特定空家等※の管理不適切な空き家をなくしましょう。
利活用可能な空き家の有効活用を進めましょう。



行動指針Ⅳ-2-1 住環境を守る 暮らし

少子高齢化など人口減少に伴う、空き家の増加は、周辺環境の悪化へとつながる恐れがあります。住みよい住環境を保全していく為にも適切な管理をし、周辺に影響を与える事が無いよう適切な管理に努めましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

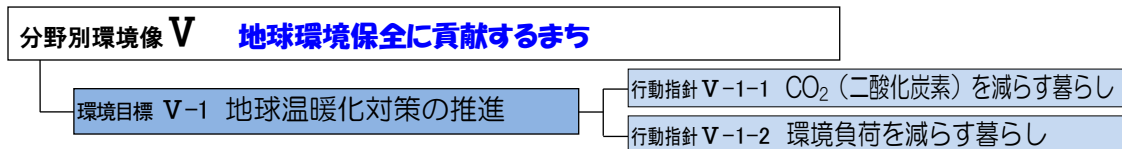
	主な取り組み
市 民	●住家等の適正管理をします。 ○自宅周辺の環境の変化に関心を持ちましょう。
事業者	●空き家の有効活用に協力します。
市民団体	○公益的活用を検討します。
市の取組	Ⅳ-2-① 空き家対策の推進

76 ページ参照



4-1-10 環境目標V-1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止には、温室効果ガス※の排出削減を進めていくことが重要になります。一人ひとりがこころがけ排出削減に努めていきましょう。



行動指針V-1-1 CO₂（二酸化炭素）を減らす 暮らし

地球温暖化をはじめ、地球規模の環境問題についての理解を深め、一人ひとりが暮らしの中で、実践できることから取り組みを進めていきましょう。

今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「ゼロ炭素化」を目指し、地球温暖化の防止に貢献しましょう。

低炭素型社会※の形成に向けて、今までの生産から廃棄までの仕組みを見直し、先ず、地元にある資源を有効利用するなど、エネルギーの地産地消※を進めていきましょう。

主体ごとの役割分担

（●：重点項目）

	主な取り組み
市 民	●低炭素型社会※のイメージについて学び、考えていきます。 ●地域の森林資源やバイオ燃料※等の活用に協力します。 ●新エネルギービジョン推進に向けた調査・検討に参画します。 ●独立型地域エネルギー※の推進に協力します。 ●車の買い替え等に際しては低炭素型車両（低公害車）※を選びます。 ○住居の断熱化、省エネ家電の購入、エコドライブ※の励行等家庭での省エネ対策を進め、CO₂の排出を減らします。
事業者	●低炭素型社会※のイメージについて学び、考えていきます。 ●再生可能エネルギー※の活用を進めます。 ●地域の木質バイオマス※燃料の供給・流通体制を検討します。 ●新エネルギー関連情報を収集・提供します。 ●事業形態に合った独立型地域エネルギー※の利用・導入を進めます。 ●車両更新時での低炭素型車両（低公害車）※への切替を進めます。 ○農作物や森林・エネルギー資源の地産地消※に協力します。 ○環境マネジメントシステム※の導入や事業所の高断熱化・エコドライブ※等の省エネルギー対策を進め、エコオフィス※づくりに努めます。

4-1-10

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み	
市民団体	●市民の省資源・省エネ意識の啓発を進めます。 ●森づくり活動、ライトダウン運動*など、地域での地球温暖化対策の取り組みに協力します。 ●フードマイレージ*など農作物や森林資源等の地産地消*のしくみづくりに参加・協力していきます。 ●農作物や森林・エネルギー資源の地産地消*に協力します。 ○低炭素型社会*のイメージについて学び、考えていきます。 ○地域の森林資源やバイオ燃料*等の活用に関心を持ちます。 ○新エネルギービジョン推進に向けた調査・検討に協力します。 ○独立型地域エネルギー*の推進に協力します。 ○車両更新時での低炭素型車両(低公害車)*への切替を進めます。	
市の取組	V-1-① 省資源・省エネルギー(地産地消*)の推進 V-1-② 再生可能エネルギー*の利用促進	78 ページ参照

行動指針V-1-2 環境負荷を減らす暮らし

利便性や豊かな生活を追い求めてきた結果、地球温暖化をはじめとするさまざまな地球環境問題が顕在化してきました。

地球は、みんなが共有する「かけがえのないもの」を再認識し、環境負荷を軽減する取り組みを実施しましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

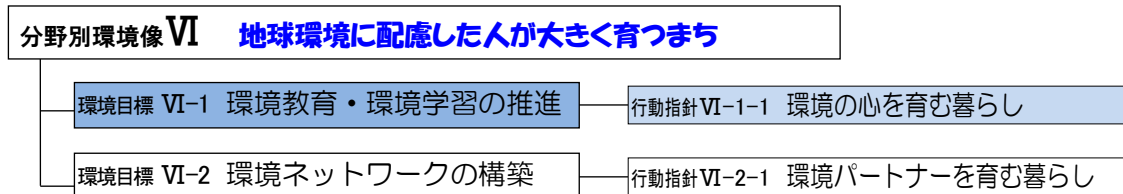
	主な取り組み	
市民	●自分の生活に合った省資源や省エネルギー対策、新エネルギー利用を進めます。 ●車の買い替え等に際しては低炭素型車両(低公害車)*を選びます。 ○環境負荷の少ない商品を選びます。 ○農作物や森林資源等の地産地消*に参加・協力していきます。	
事業者	○自らの事業活動の環境に与える影響について環境教育や研修の実施に努めます。 ○環境問題に対し、組織的かつ計画的な取り組みを進めます。 ○省資源・省エネルギー効率などを考慮した設備の導入・更新に努めます。	
市民団体	●環境問題について学び考える機会をつくります	
市の取組	V-1-③ 地球環境保全対策の推進	78 ページ参照

【用語の説明】(文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています)

※ 独立型地域エネルギーとは、電力会社から供給される電力とは切り離し、太陽光発電等によりある一定の地域において独立して電力を賄うなどのエネルギー需給の仕組。

4-1-11 環境目標Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進

自然と共生し暮らしていくためには、環境についての理解を深めていくことが大切です。環境学習への参加や環境情報を活用し環境についての理解を深めましょう。



行動指針Ⅵ-1-1 環境の心を育む 暮らし

奥州市の優れた自然や自然と共生した暮らしなど、環境資源を活かした多様な学習の場をもち、楽しみながら学び、新たな発見や創意工夫をし、大人も子どもも一緒になって環境にやさしい暮らしの実践を進めていきましょう。

家庭や地域、学校、職場など、多様な環境学習の場づくりへの協力や環境学習への参加など、自ら学び、環境への関心を高め、日々の暮らしの中で安心・安全な暮らしの源となる水や土、森林等の果たす役割を知るとともに、食と環境の関わりについて学び、“知っている”から“している”へと生活様式や活動を転換していきましょう。

主体ごとの役割分担

(●：重点項目)

	主な取り組み
市民	●環境教育・環境学習のための情報提供・人材登録に協力します。 ●地域で環境学習会や関連集会を開催し、また積極的に参加します。 ●暮らしの知恵、知識・経験等を活かした環境保全活動への参加や情報の提供に協力します。 ○こどもエコクラブ※活動等に参加・協力します。 ○環境学習や環境保全活動に参加し、環境について考え、行動していきます。
事業者	●地域の環境学習への専門家の派遣等の協力・支援をします。 ●社内での環境学習を進めます。 ○こどもエコクラブ※活動を支援します。 ○農林業など事業者の知恵、知識、経験等を活かし、環境学習や環境保全活動に協力していきます。
市民団体	●「奥州市環境教育推進方針」の作成に協力します。 ●環境教育・環境学習のための情報提供・人材登録に協力します。 ●環境学習の機会の提供、地域での学習会や環境保全活動に協力します。 ●環境に関する情報等を積極的に提供します。 ○こどもエコクラブ※等を支援します。
市の取組	Ⅵ-1-① 環境教育・環境学習の推進 Ⅵ-1-② 環境情報の充実・提供 80 ページ参照

【用語の説明】(文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています)

※ こどもエコクラブとは、地域環境や地球環境に関する学習や活動を主体的に展開している幼稚園児から高校生までのグループのことです。2人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える1人以上の大人(サポーター)がいれば、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブです。(環境省の支援事業で、全国的に展開しています。)

4-1-12 環境目標Ⅵ-2 環境ネットワークの構築

市民・市民団体・事業者との連携による環境づくりがなされる体制をつくり、市民の知識・経験を活かし環境づくりを進めましょう。

分野別環境像Ⅵ 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

環境目標Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進

行動指針Ⅵ-1-1 環境の心を育む暮らし

環境目標Ⅵ-2 環境ネットワークの構築

行動指針Ⅵ-2-1 環境パートナーを育む暮らし

行動指針Ⅵ-2-1 環境パートナーシップを育む 暮らし

環境保全についてのそれぞれの責務と役割を尊重し、環境パートナーとして協働により『未来を見つめる 100 年循環都市 地球と共存する奥州』の実現に向けた取り組みを進めていきましょう。

また、団体や企業、学校・研究機関とのネットワークづくりを進め、地域内外の子どもから大人までが環境交流するまちづくりを目指していきましょう。

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民	●一人ひとりのライフスタイルに応じた環境配慮を進め、身近でできる取り組みや行動を進めます。 ●奥州市環境市民会議が企画するイベントなどに参加します。 ○市民参加型の計画づくりや市民が進める環境整備・環境保全活動に参加します。 ○環境保全行動の取り組み状況や効果、実践困難な理由などに関する情報を提供し合い、みんなで適切な行動や取り組みのあり方を考えていきます。
事業者	●奥州市環境市民会議が企画するイベントなどへの参加・協力をします。 ○市民参加型の計画づくりや市民が進める環境整備・環境保全活動などへの協力・支援を進めます。 ○地域の自然環境や歴史的文化的環境、農林水産物等とふれあえ、学べるまちづくりに協力します。 ○地域の自然と共生した暮らしや営みが体験できるまちづくりに協力します。 ○日常の事務・事業活動における環境配慮を進めます。 ○環境資源利用や開発事業等（事業所の建設・操業を含む）に際しては、環境への事前配慮を進め、適切な対策を含む事業計画の検討・立案に努めます。 ・生態系を壊す恐れのある開発の自粛など ・地域別環境配慮指針による環境配慮の実施 ・環境配慮内容の地域住民への事前説明と調整

主体ごとの役割分担

(●: 重点項目)

	主な取り組み
市民団体	●奥州市環境市民会議などに協力します。 ●市民参加型の計画づくりや市民が進める環境保全活動などへの参加と支援を進めます。 ○地域の自然環境や歴史的文化的環境、農林水産物等とふれあえ、学べるまちづくりに協力します。 ○地域の自然と共生した暮らしや営みが体験できるまちづくりに協力します。 ○身近でできる環境に配慮した取り組みや行動を進めていくための情報の収集や提供に協力します。
市の取組	VI-2-① 環境指導員の育成 VI-2-② 環境ネットワークの形成

80 ページ参照



胆沢地域「焼石岳とハクサンイチゲ」

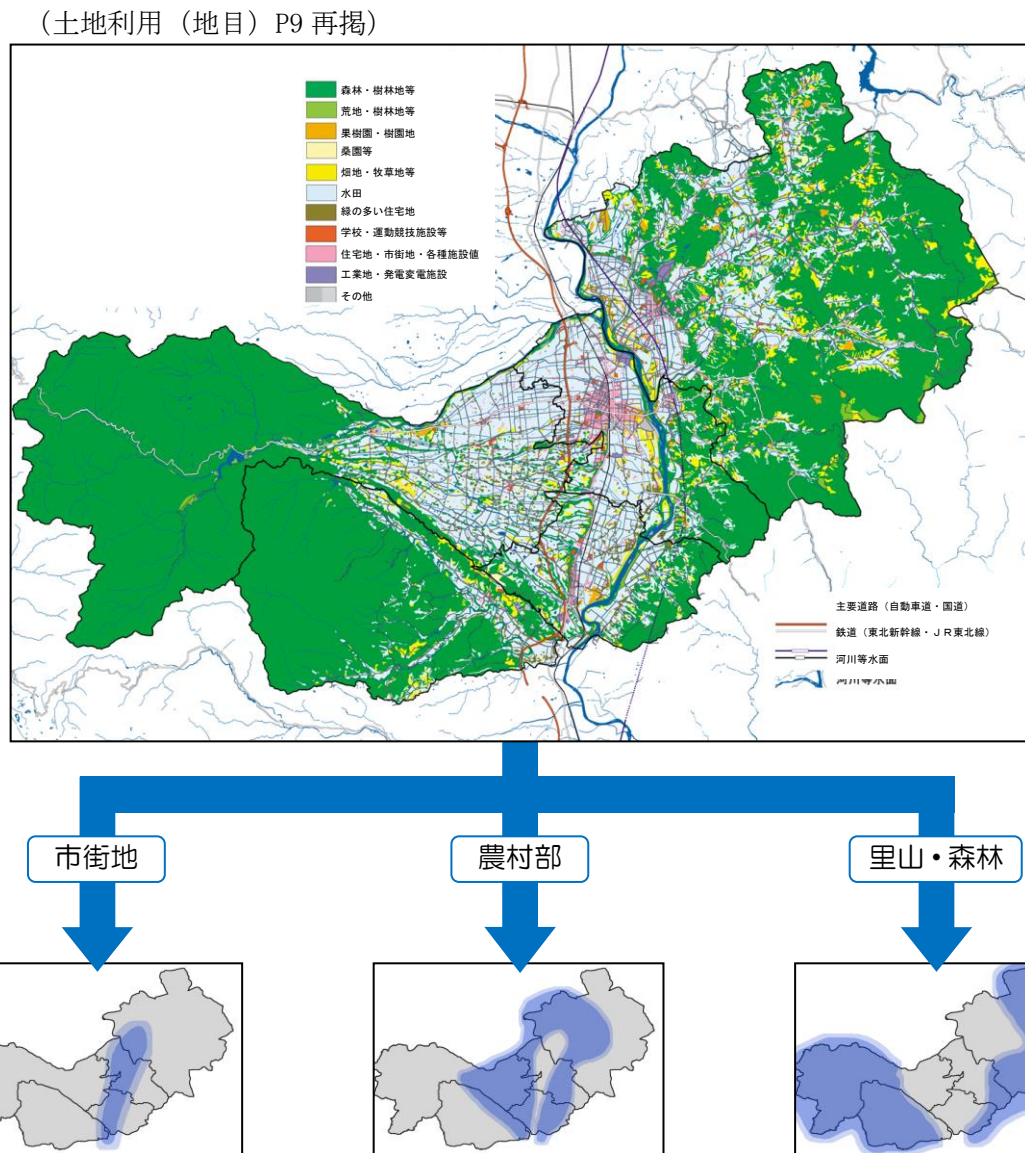
4-2 地域別環境配慮指針

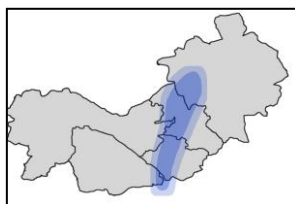
奥州市環境基本計画では、奥州市環境基本条例第10条第2項第6項に、地域特性に則した環境配慮指針を定めることになっています。

第1次奥州市環境基本計画では、合併後、間もないこともあり、地域（旧市町村）毎に地区別環境配慮指針を定めていました。

第2次奥州市環境基本計画では、地域（旧市町村）毎にも共通する点が多くあることから、奥州市全域を1つに捉え、土地利用状況及び周辺状況から、「市街地」、「農村部」、「里山・森林」の3つに分類し、環境面で配慮すべき事項を定めます。

なお、それぞれの地域単独で維持して行くことは困難なため、相互に関わりを持ちながら各地域の特性を生かし取り組むものとします。また、地域は固定化するものではなく周辺環境の実態に合わせて取り組んでいくものとします。





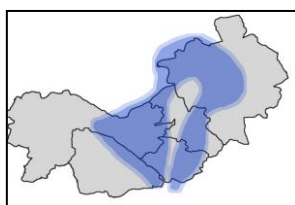
地域別環境配慮指針

市街地

地域別環境配慮指針に定める「市街地」は、比較的、人口が密集している地域とします。

日常生活を送る生活の場の中心であるとともに、商工業が集中する経済の中心でもあるため、市内のごみの総排出量に占める割合は高く、一人当たりの排出量も多い傾向が見られます。

生産、消費活動によって環境へ負荷をかけていることを再確認し、マイバッグの持参や使い捨て製品の使用抑制などを進め、環境負荷を軽減する都市づくりを進めます。



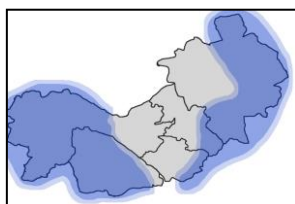
地域別環境配慮指針

農村部

地域別環境配慮指針に定める「農村部」は水田、畑などの農地が広がる地域とします。

奥州市の基幹産業である農業を支える地域で、安心・安全な食料の生産拠点でもあります。

清らかな水と豊かな土壌がこの地域の環境を作り上げる重要な要素であり、土づくり等を通じて、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進していきます。



地域別環境配慮指針

里山・森林

地域別環境配慮指針に定める「里山・森林」は人里近くの雑木林を中心とした周辺の田畑やため池を含んだ地域及び人工林を含む森林地帯とします。

身近に自然と接することができる貴重な地域で、安らぎを感じることができる地域です。

希少動植物を見ることができますが、野生動物のすみかと隣接した場所であることを認識し、必要な保護と共に野生鳥獣害による被害対策をしていく必要があります。

乱開発を防止し、自然と共生できる安らぎのある空間づくりを進めます。

